

不利益処分個別票

所管局部課（担当）名 （電話番号）	健康局健康推進部生活衛生課 (06-6208-9981)
処分課（担当）名	同上
処分の名称	魚介類鳥類等製造貯蔵施設の設置許可の取消し
概要	化製場等に関する法律において、第 8 条により準用される魚介類鳥類等製造貯蔵施設の設置許可の取消しについては、法第 7 条の規定を準用し、第 6 条の 2（構造設備の改善命令）に違反したときは、第 3 条第 1 項の許可を取消、又はその設置者若しくは管理者に対し期間を定めてその施設の使用の制限若しくは禁止を命ずることができます。
根拠法令等 及び条項	化製場等に関する法律第 8 条
処分基準	化製場等に関する法律第 6 条の 2 の命令に違反したとき
ホームページ	
備考	